

改正 平成一〇年 三月二〇日規則第一二号 平成一五年十一月二八日規則第一三五号
平成二〇年 九月二四日規則第七二号 平成二一年 三月三十一日規則第一九号
平成二五年一〇月一日規則第八三号

千葉県工業生産動態統計調査規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）第三条第一項の規定により、千葉県工業生産動態統計調査（県指定統計調査指定番号第二号。以下「工業生産動態統計調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第二条 工業生産動態統計調査は、本県の工業生産の動態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

（調査事項）

第三条 工業生産動態統計調査は、別表に掲げる工業品（以下「生産品目」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 生産高
- 二 出荷高
- 三 在庫高

（調査の範囲）

第四条 工業生産動態統計調査は、生産品目の生産（加工を含む。以下同じ。）を行う事業所（工業品の生産が行われている一定の場所をいう。以下同じ。）のうち知事が指定する事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 2 知事は、前項の規定により調査事業所を指定したときは、当該調査事業所に対し、その旨及び当該調査事業所に係る生産品目を通知するものとする。
- 3 知事は、調査事業所のうち生産の廃止その他の理由により当該調査事業所に係る生産品目について調査することが不相当と認めた調査事業所について、その指定を取り消し、当該調査事業所に対しその旨を通知するものとする。

（調査期日）

第五条 工業生産動態統計調査は、毎月末日（以下「調査期日」という。）現在によって行う。

（調査の方法）

第六条 工業生産動態統計調査は、知事が調査事業所の事業主（当該調査事業所を管理する者をいう。以下同じ。）に配布する千葉県工業生産動態統計調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によって行う。

（報告の義務）

第七条 調査事業所の事業主は、第三条各号に掲げる事項について、調査票に記入することにより報告をしなければならない。

一部改正〔平成二一年規則一九号〕

（調査票の提出）

第八条 調査事業所の事業主は、前条の規定により記入した調査票を調査期日の翌月十日までに知事に提出しなければならない。

（結果の公表）

第九条 知事は、前条の規定により提出された調査票を審査し、集計表により集計し、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十条 知事は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- 一 調査票 一年
- 二 集計表並びに調査票及び集計表を記録した磁気テープ 五年
- 三 結果表 永年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十一月二十八日規則第百三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月二十四日規則第七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の調査期日（千葉県工業生産動態統計調査規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査については、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第十九号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十一日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第三条）

非鉄金属再生地金
鋼船
医療用機械器具
医療用品
生コンクリート
医薬品
段ボール箱
肉製品
水産缶詰
冷凍水産物
しょう油
その他の調味料
水あめ
精米
小麦粉
パン
生菓子
油脂
めん類
冷凍調理食品
すし、弁当、調理パン等の食料品
処理牛乳
清涼飲料
清酒
蒸留酒・混成酒
コーヒー

その他の飲料
配合飼料
一般製材
合板
建築用木製組立材料
バスユニット
電力
ガス

一部改正〔平成一〇年規則一二号・一五年一三五号・二〇年七二号・二五年八三号〕

別記様式
(第六条)

一部改正〔平成20年規則72号〕